

自由民主党道州制推進本部 第3次中間報告について

1 経緯

- ・平成16年11月に自由民主党道州制調査会が発足し、平成17年10月に第1次中間報告、平成19年6月には第2次中間報告を取りまとめ
- ・平成19年11月に自由民主党道州制推進本部が総裁直属の機関として発足し、全都道府県議会議長、全都道府県知事との意見交換などを経て、平成20年7月29日に第3次中間報告を取りまとめ

2 概要

- ・都道府県を廃止し、全国に10程度の道・州を設置
- ・国の仕事は道州に、都道府県の仕事は基礎自治体にそれぞれ移管し、国と道州は「小さな政府」を目指す
- ・区割りについては4案を提示
- ・国の事務の原則及び国と地方の役割分担に関する三原則を明記
- ・基礎自治体の規模は、人口30万人以上、少なくとも人口10万人以上とし、700から1000程度に再編
- ・平成27年（2015年）から平成29年（2017年）を目途に道州制の導入を目指す
- ・大都市制度、東京のあり方については、多極分散型の国土形成を図るという国土政策的見地と、組織・権限等に関する特例が必要という地方自治制度の見地から引き続き検討

3 特別区に関する記述（中間報告より抜粋）

4. 「第2次中間報告」で残された検討課題についての考え方 (2) 道州制下における大都市制度、東京のあり方

○道州制下における大都市制度、東京のあり方については、①多極分散型の国土形成を図るという国土政策的見地と②広域自治体（道州）との関係や組織・権限等に関する特例の必要性という地方自治制度の見地からの検討が必要である。

～中略～

④しかしながら、東京（現在特別区の存する区域あるいは都心3区（千代田区、中央区、港区））については外交や迎賓、皇室関係の事務等の首都としての機能が存在し、人口や社会経済機能の集積が他の大都市と比較しても著しいこと等から特別な配慮が必要とも考えられる。自治体を置かず、国直轄の区域とするという考え方は、地方自治の根幹に関わる問題であり適切ではないと考えるが、他の大都市地域を相当上回る規模の人口の高度な集積に着目し、道州との調整、事務配分、税財政、道州の区域等に関する特例を設けることが適切と考える。